

物 品 使 用 貸 借 契 約 書

貸主神戸市（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、末尾物件目録記載の物品（以下「本件物品」という。）の使用貸借につき次の各条項により契約を締結する。

（目 的）

第1条 甲は、その所有に係る本件物品を乙に貸与し、乙はこれを甲から借り受ける。

（用途指定）

第2条 乙は、本件物品を、乙が甲に提案した事業計画（別添）に基づく事業の用途にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙が前項の指定用途に供すべき期間は、令和5年●月●日から令和6年3月31日とする。

（貸付料）

第3条 貸付料は免除する。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和5年 月 日から令和6年3月31日までとする。

2 乙は、期間満了後も引き続き本件物品を使用しようとするときは、期間満了の3か月前までに書面をもって甲に申請をすることで、甲乙の合意により再契約を締結することができる。

3 前項により再契約を締結する場合の契約期間は、協議により新たに設定するものとする。

（物品の引渡し）

第5条 甲は、本契約締結後速やかに、甲が指定する場所において本件物品を現状有姿により乙に引き渡すものとする。

（善管注意義務）

第6条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって本件物品を管理しなければならない。

（紛争等の処理）

第7条 本件物品の使用に伴う事故又は第三者との紛争その他の諸問題は、乙の責任と負担において解決するものとする。

（費用負担）

第8条 甲は、本件物品の修繕義務を負わないものとし、本件物品の運搬、設置、維持、保存、撤去等に要する経費はすべて乙の負担とする。

2 契約期間中において本件物品が破損等により使用が継続できない状態となった場合は、甲に確認の上、乙の負担において廃棄するものとする。

（契約不適合責任）

第9条 乙は、本件物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものである場合であっても、本件物品の補修、不足分の引渡しによる履行の追完若しくは損害の賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（転貸等の禁止）

第10条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

- (1) 本契約によって取得した権利を譲渡し、又は本件物品を転貸すること。
- (2) 本件物品の用途又は形状を変更すること。

(違約金)

第11条 甲は、乙が第2条、第6条若しくは前条の規定に違反したとき又は第21条の規定に該当するときは、乙に対し、違約金として金550,000円を請求することができる。

2 前項の請求を行った場合、乙は甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

3 第1項の違約金は、違約罰であって、第19条に規定する損害賠償額の予定又はその一部とはしないものとする。

3 第1項の規定は、第15条第1項に規定する甲の契約解除権の行使を妨げないものとする。

(実地調査等)

第12条 甲は、必要あると認めるときは、乙の使用状況について質問し実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができるものとする。この場合において乙は、調査、報告等を拒み又は妨げてはならない。

(通知義務)

第13条 乙は、本件物品の現状に変更があるとき又は変更のおそれがあるときは、直ちに甲に対してその状況を通知しなければならない。ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

(住所等の変更の届出義務)

第14条 乙は、その住所又は氏名に変更があったときは、速やかに甲に対して届け出なければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、契約期間中であっても、次の各号の一に該当するときは本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が第2条の規定に違反したとき。
- (2) 乙が第10条の規定に違反したとき。
- (3) 第21条の規定に該当するとき。
- (4) その他乙が本契約で定めた義務を履行しないとき。

2 甲は、契約期間中であっても、本件物品を公用、公共用に供するため必要とするときは、予告のうえ本契約を解除することができるものとする。

(契約の失効)

第16条 天災地変その他の不可抗力により本件物品の全部又は一部が滅失し、又は毀損し乙の目的が達せられなくなったときは、本契約は、第8条2項を除き、その効力を失うものとする。

(費用償還請求権の放棄)

第17条 乙は、本件物品に投じた必要費及び有益費があっても、これを甲に請求できないものとする。

(物品の返還)

第18条 乙は、本契約が終了する日までに（第15条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、甲の指定する期日までに）、甲の指示に従って、乙の費用をもって本件物品を甲に返還しなければならない。ただし、第8条第2項に基づく廃棄を行ったときはこの限りではない。

(損害の賠償)

第 19 条 乙は、本契約に定める義務を履行しなかったため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第 20 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団等に対する除外措置)

第 21 条 本契約締結にあたり乙が提出した市有物品借用申請書の記載に反し、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第4条第1項第2号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合には、甲は乙に対して第11条の規定に基づく違約金の請求、第15条の規定に基づく契約の解除を行うことができる。

(裁判管轄)

第 22 条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもって、その専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第 23 条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じた場合又は本契約に規定のない事項で解決を要する問題が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造 印

乙 住 所
氏 名 印

物品目録

物品名	数量	仕様
ドア型フォトスポット	6台※	別紙設計図参照

※提案いただいた台数により変更します